

健康保険・福祉医療の更新

健康保険の証と福祉医療の証には有効期限があり、次のとおり更新日を迎えます。更新日以降は、新しく届いた保険証・受給者証などを使用してください。

健康保険の証の更新

健康保険の種類	更新日	証の種類	証の色	更新手続き	手続きの方法	手続きに必要なもの	問い合わせ
廿日市市国民健康保険 (社会保険などに加入していない74歳以下の人)	8月1日	限度額適用認定証(※)	桃色(70歳未満)	要	更新日以降に認定証が必要な人は、市役所または支所で申請してください。申請用紙は市ホームページに掲載していますので、郵送でも手続きできます。また、6月23日までに交付を受けていて、平成29年度市民税非課税見込みの人には、更新のお知らせを7月中旬までに送付する予定です。	新規申請を希望する場合は、【医療機関での支払い軽減】を確認してください。	保険課国保年金係 ☎9159
		限度額適用・標準負担額減額認定証	クリーム色(70歳未満) うぐいす色(70~74歳)	要			
		特定疾病療養受療証	桜色	不要	7月末までに市役所から送付します(70~74歳の人は更新がありません)。		
		高齢受給者証(70~74歳)	黄色	不要	7月末までに市役所から送付します。前年中の所得に応じて、医療費の2割(誕生日が昭和19年4月1日までの人は特例措置により1割)または3割の一部負担金を病院で支払います。負担割合の判定基準は同封の案内文を確認してください。		
後期高齢者医療制度	10月1日	被保険者証	水色	不要	9月末までに市役所から送付します。		保険課医療係 ☎9160
	8月1日	被保険者証	紫色	不要	7月末に広島県後期高齢者医療広域連合から送付します。	新規申請を希望する場合は、【医療機関での支払い軽減】を確認してください。	
		限度額適用・標準負担額減額認定証	緑色	不要	【認定要件】市民税が非課税世帯であること これまで申請したことがあり、平成29年度市民税が非課税世帯の人は、被保険者証と一緒に届きます。課税世帯となった人には送付されません。		
更新なし		特定疾病療養受療証	茶色	不要	有効期限の設定がないため、そのまま使用できます。		

古い保険証・受給者証などは、自分で破棄するか、市役所1階保険課または各支所・各市民センターに返却してください。
※70~74歳で市民税課税世帯の人は高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりになります

福祉医療の証の更新

	更新日	証の色	更新手続き	手続きの方法	手続きに必要なもの	問い合わせ
重度心身障害者医療	8月1日	緑色	原則不要	平成29年1月1日現在、市内に住民票のなかった人が、本人を含め同じ世帯にいる場合や申請していない場合、更新手続きが必要となる場合があります。手続きが必要な人には、6月中旬に通知を送付しています。	①郵送した申請書(必要事項を記入押印) ②身体障害者手帳または療育手帳 ③保険証 ④印鑑(ゴム製不可) ⑤平成29年度課税台帳記載事項証明書(※)など	保険課医療係 ☎9160
ひとり親等家庭医療		オレンジ色	要	現在受給している人には、5月下旬に更新申請の通知を送付しています。	①郵送した申請書(必要事項を記入押印) ②児童扶養手当証書または遺族年金証書など ③すべての受給対象者の保険証 ④印鑑(ゴム製不可) ⑤平成29年度課税台帳記載事項証明書(※)など	給付も課金も申請書 ☎9153

※平成29年1月1日に市内に住民票があった場合、平成29年度課税台帳記載事項証明書は不要です

医療機関での支払い軽減

問い合わせ 保険課国保年金係 ☎9159
保険課医療係 ☎9160

医療機関の窓口には「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、保険医療機関の窓口で支払う1カ月分の医療費が一定の金額(自己負担限度額)までとなります。入院などで高額な医療費が見込まれる場合は、事前に申請してください。原則、申請した月の初日から適用されます。詳しくは問い合わせください。

交付の条件
国民健康保険の場合
・国民健康保険税の滞納がない世帯
・70歳未満の加入者
・70~74歳の市民税非課税世帯の加入者
・市民税非課税世帯の加入者

手続きに必要なもの
①被保険者証
②本人確認ができるもの
③印鑑(ゴム製不可)
※国民健康保険加入者の場合

長期該当 入院が長期の場合、減額認定証の交付を受けた後、申請する日を含め過去1年間の入院日数が91日以上の人、申請によりさらに食事代が減額されます。
手続きに必要なもの
①領収書など入院日数が確認できるもの
②限度額適用・標準負担額減額認定証
③印鑑(ゴム製不可)
※保険診療として療養病床に入院している場合も、食事・居住費が軽減されます
申請窓口 市役所1階保険課、各支所担当窓口

※認定証を医療機関に提示しないと適用されません

介護保険料・介護保険負担割合証の発行など

問い合わせ 介護保険料の納付 高齢介護課 ☎9155
介護保険負担割合証の発行・介護保険の負担軽減 高齢介護課 ☎9157

第1号被保険者(65歳以上)平成27年度~平成29年度の介護保険料

保険料段階	所得段階	保険料率	介護保険料	
			月額	年額
第1段階	生活保護受給者および世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者	基準額×0.45	2,265円	27,180円
	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入など80万円以下			
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入など80万円超120万円以下	基準額×0.67	3,372円	40,468円
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入など120万円超	基準額×0.75	3,775円	45,300円
第4段階	本人が市民税非課税かつ本人年金収入など80万円以下(世帯に課税者がいる)	基準額×0.90	4,530円	54,360円
第5段階(基準額)	本人が市民税非課税かつ本人年金収入など80万円超(世帯に課税者がいる)	基準額	5,033円	60,400円
第6段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額125万円未満	基準額×1.20	6,040円	72,480円
第7段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額125万円以上190万円未満	基準額×1.30	6,543円	78,520円
第8段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額190万円以上400万円未満	基準額×1.50	7,550円	90,600円
第9段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額400万円以上600万円未満	基準額×1.75	8,808円	105,700円
第10段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額600万円以上	基準額×1.85	9,312円	111,740円

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、介護サービスに要する費用などから算出した基準額を基に、左の表のとおり3年ごとの事業計画で決定しています。介護保険料の額は、一人一人の収入を考慮して所得段階別に決定しています。
※平成29年度分の介護保険料額は7月中旬ごろ通知します

介護保険料の納付
●第1号被保険者 65歳以上の第1号被保険者は、年金から差し引かれる「特別徴収」と、口座振替または納付書で納める「普通徴収」があります。

特別徴収の対象者 老齢年金・退職年金・障害年金・遺族年金を年額18万円以上受給している人
※特別徴収の対象者でも、年度の途中で65歳になった人や、転入・転出した人などは当分の間普通徴収になります

●第2号被保険者 40歳から64歳までの第2号被保険者は、加入している医療保険の保険料と併せて納付してください。

※保険料を滞納すると、介護サービスの利用が制限されることがあります

介護保険負担割合証の発行

一定以上の所得がある人は、サービスを利用したときの負担割合が2割になります。事業対象者または要支援、要介護の認定を受けている人全員に、利用者負担の割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」を7月中に送付します。

介護保険の負担軽減

介護保険施設(ショートステイを含む)に入所したときには、介護サービス費とは別に居住費・食費が必要ですが、一定の条件を満たす人には、この居住費・食費が軽減される制度があります。食費が軽減される割合は所得と収入(非課税年金収入を含む)に応じて異なります

対象者 市民税非課税世帯の人で、預貯金などが単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下の人

※負担の軽減を受けるためには、申請が必要です

※現在、負担の軽減を受けている人も、毎年更新の手続きが必要です。更新に関する通知を送付していますので、早めに手続きしてください

国民年金保険料の免除申請

問い合わせ 保険課国保年金係 ☎9159

国民年金は、20歳から60歳まで保険料を納めなければなりません。経済的な理由で保険料を納めることができないときは、申請者本人、配偶者、および世帯主の平成28年中の所得に応じて保険料が免除される制度があります。6月まで免除が承認されている人で、今年度も引き続き免除を希望する人は、7月3日(月)以降に申請してください。ただし、6月までに全額免除または納付猶予が承認された人で、継続審査を希望した人は、7月以降の申請は必要ありません。

免除された場合の月額保険料(免除なし16,490円)

全額免除	0円
一部免除	
・四分の三免除	4,120円
・半額免除	8,250円
・四分の一免除	12,370円

※一部免除期間に規定の納付額を納めなかった場合は、未納(一部免除は無効)となります

※若年者納付猶予は、申請者本人と配偶者の平成28年中の所得に応じて判定されます

免除申請に必要なもの
①印鑑(ゴム製不可)
②年金手帳
③離職票または雇用保険受給資格者証
※詳しくは問い合わせください